

路線バス事業の安全確保等に関する行政評価・監視

《評価・監視結果に基づく所見表示》

総務省岐阜行政評価事務所（所長：高崎 清）は、平成18年8月～11月に実施した標記行政評価・監視結果に基づき、平成18年12月15日、国土交通省岐阜運輸支局に対し、改善すべき事項を通知。

「行政評価・監視」とは、総務省が行う評価活動の一つで、主に合规性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するもの。

背景

- 鉄道の廃線等により、代替交通機関として路線バスの果たす役割の重要性が増していること。
- バス会社では経営の合理化等が進められ、安全性・利便性の確保が一層求められていること。
- バス運転者の酒気帯び運転によるものなど、路線バスの事故報道が近年多くみられること。

調査の目的・対象等

- 目的等：路線バス事業の安全確保等を図り、関係行政の改善に資するため、路線バス事業者（以下「事業者」という。）による道路運送法等の遵守状況等についての実地調査及びアンケート調査を実施。
- 調査対象機関等：岐阜運輸支局、事業者（6事業者、8営業所）、住民



行政評価・監視の結果（主な通知事項）

- 路線バス事業の安全確保の徹底
 - ・ 運行管理業務の適正化
 - ・ バス運転者における勤務時間等の適正化
 - ・ バス運転者に対する健康診断及び適性診断の受診の徹底
 - ・ 車両整備業務の適正化
- 路線バス利用者の利便確保の推進
 - ・ 営業所、停留所、バス車内における掲示の適正化

〈本件照会先〉

総務省岐阜行政評価事務所

評価監視官室（山田、加藤、石原）

（電話）058-246-4411

（FAX）058-248-6755

1 路線バス事業の安全確保の徹底

(1) 運行管理業務の適正化

制度・仕組み

事業者は、運行の安全確保を図るため、①運行管理者の選任届、②乗務前後の運転者に対する点呼の実施とその記録、運転者による乗務記録の作成、③運転基準図^(注)の備え付け、などを行う義務がある。

調査結果

- ① 運行管理者の選任届が遅れたもの 1事業者、1営業所（8営業所を調査）
- ② 点呼記録・乗務記録の記載に不備等があるもの 6事業者、110件（714件を調査）
- ③ 一部の路線について運転基準図を備え付けていないもの 4事業者、24路線（109路線を調査）

(注) 運転基準図：運転者への指導のため、運行系統ごとに停留所間の距離、標準運転時分、道路状況、要注意箇所等を記載した図



通知事項

事業者に対し、①運行管理者の選任届の速やかな提出、②点呼の適正な実施と点呼記録・乗務記録の適切な作成、③運転基準図の営業所への備え付け、について指導の徹底を図ること。

(2) 過労運転等の防止措置の徹底

ア バス運転者における勤務時間等の適正化

制度・仕組み

事業者は、バス運転者に対し、過労運転等の防止を図るため、乗務時間・勤務時間の基準^(注)を超えて乗務・勤務させてはならない。

調査結果

- ① 乗務時間の基準を超えていたもの 2事業者、13人（80人を調査）
- ② 勤務時間の基準を超えていたもの 3事業者、15人（同上）

(注) 乗務時間（運転時間）の基準：2日を平均して1日当たり9時間以内、4週を平均して1週間当たり40時間以内など
勤務時間（拘束時間）の基準：1日16時間以内、4週を平均して1週間当たり65時間以内など



通知事項

事業者に対し、バス運転者の適正な乗務時間・勤務時間の遵守と併せて適切な勤務体制の整備について指導の徹底を図ること。

イ バス運転者に対する健康診断及び適性診断の適正化

制度・仕組み

事業者は、バス運転者に対し、心身を起因とした事故等の防止を図るため、①年1回の定期健康診断等、②初任者・高齢者等を対象とした適性診断を受診させる義務がある。

調査結果

- ① 定期健康診断を未受診なもの 1事業者、9人（512人を調査）
- ② 適性診断を未受診なもの 3事業者、5人（同上）



通知事項

事業者に対し、健康診断、適性診断の受診確認を徹底し、確実に受診させるよう指導の徹底を図ること。また、適性診断については、その制度に関する周知徹底を図ること。

(3) 車両整備業務の適正化

制度・仕組み

事業者は、車両整備の適切な実施を図るため、①整備管理者の選任届、②3か月ごとのバスの定期点検を行う義務がある。

調査結果

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 整備管理者の選任届が遅れたもの | 2事業者、2営業所（8営業所を調査） |
| ② 定期点検（法定3か月点検）が未実施なもの | 2事業者、5両（113両を調査） |
| 定期点検項目の一部が未実施なもの | 1事業者、2両（同上） |



通知事項

事業者に対し、整備管理者の選任届の速やかな提出、定期点検の確実な実施について指導の徹底を図ること。

2 路線バス利用者の利便確保の推進（営業所等における掲示の適正化）

制度・仕組み

事業者は、利用者の利便確保を図るため、①営業所には、運賃、運送約款、営業所に係る運行系統・時刻表など、②停留所には、運行系統、時刻表、複数の乗降場所がある場合等においては停留所相互の位置案内など、③バス車内には、当該バスが停車する停留所名、禁煙車両においては禁煙表示、などを見やすく掲示する義務がある。

調査結果

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 営業所の掲示が不適切なもの | 5事業者、5営業所（8営業所を調査） |
| ② 停留所の掲示が不適切なもの | 5事業者、80停留所（210停留所を調査） |
| ③ バス車内の掲示が不適切なもの | 4事業者、32両（128両を調査） |



通知事項

事業者に対し、指摘した事例については早急に改善するよう指導するとともに、営業所、停留所、バス車内の掲示状況を点検し、適切な掲示等を行うよう指導の徹底を図ること。

《アンケート調査結果の概要》（前記1、2に関連して）

住民461人を対象に「路線バスの安全性・利便性に関するアンケート調査」を実施し、391人から回答。このうち、最近1年間に1回以上路線バスを利用したと回答した212人の主な回答の状況は次のとおり。

1 路線バス事業の安全確保の徹底

- ① 路線バスの安全性確保のための方策について、6割を超える人が「事業者が安全管理を徹底すべき」、「職員の安全意識の向上に努めるべき」と回答。
- ② 路線バスの乗降時及び乗車中に経験した危険について、2割近くの人が「急発進・急停車・急カーブ等により転倒や打撲しそうになった」、「座る前に発車したので転倒や打撲しそうになった」と回答。

2 路線バス利用者の利便確保の推進

- ① バス停の掲示について、3割前後の人が「行き先や経路の記載内容が分かりにくい」、「営業所等の問い合わせ先が記載されていない」と回答。
- ② 路線バスの運行について、約7割の人が「バスの運行本数が少ない」、約4割の人が「他のバス路線や鉄道との乗り継ぎが悪い」と回答。